

第500号

(昭和29年5月24日
第3種郵便物認可)

危険物新聞

毎月25日発行
平成7年8月25日 (1)

危険物新聞

第500号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松村光惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

発刊500記念号



大阪北港石油コンビナート (櫻島埠頭(株)提供)



500号発刊に際して

(財)大阪府危険物安全協会理事長 鴻野 眞太郎

本会の機関紙でもあり、また、危険物関係の情報紙として関係者にご愛読をいただいています月刊危険物新聞も、1954年(昭和29年)1月創刊以来、お蔭をもちまして、本年8月で第500号を発刊させていただくことになりました。

その間、足かけ43年、1度の休刊も無く、一つの大きな節目を迎えることができましたことは、これ偏に消防機関をはじめ、関係各位の深いご理解と、ご指導ご協力の賜と、衷心より御礼申し上げるところでございます。

戦後復興期、危険物規制も消防機関の所管するところとなり、本会では、会員の皆様への情報提供資料として、季刊の雑誌「危険物品」を発刊しておりましたが、産業も急速に復活、発展の兆をみせ、危険物関係法令も、日進月歩、見直し改訂が行われるとともに、危険物による火災爆発事故も多発する傾向となり、これらの情報を早急に関係ある皆様方に伝達することにより、自主防災管理に役立つものとの考えから、昭和29年1月より、月刊紙として発刊することとなり、同年5月、郵政省第三種郵便物としての認可もいただき、今日に及んでいる次第であります。

ご承知のとおり、石油は現在の日本産業の大きい糧であるエネルギー源として、また、化学産業の原料としての流通、需要量の急激な伸びは驚異的なものがあり、また、新製品の研究開発による危険物の市場性も、世界で屈指の国となり、昭和30年代、40年代には石油コンビナートをはじめとする大事故が頻発いたしました。これに伴い規制も次々と改変され、また自主防災技術の向上が要求される時代となりました。

昭和50年代、60年代は事故件数は、やや横バイと落ちつきをみせましたが、相変わらず、火災、漏洩事故は後を絶たず、一方、流通関係基準の国際整合性、制度、技術基準の合理化等の見地から、危険物関係法令の技術的な見直しが行われましたことはご承知のとおりであります。

その時代、時代に応じ、危険物新聞は、迅速にして正確な情報、保安防災技術の資料等をご提供申し上げ、法令の普及、ヒューマンエラーの防止に、いささかでもご尽力、ご協力をさせていただいたものと自負いたしております。

今後、皆様方のご指導ご支援を仰ぎながら、更に1000号を目指し、なお一層の努力を重ねたいと存じますので、よろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます、発刊500号のご挨拶といたします。



500号記念特集発刊に寄せて

消防庁長官 秋本 敏文

大阪府危険物安全協会の機関紙「危険物新聞」が昭和29年1月の創刊以来、休むことなく発刊を重ねられ、本年8月をもってめでたく500号発刊を迎えられましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

さて、今年は、1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、大きな被害が生じ、5千5百人を超える尊い命が奪われ、4万1千人を超える方々が負傷され、危険物施設においても、施設の破損等多くの被害が生じました。

亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被害を受けられた方々に対し、心から御見舞い申し上げます。

私ども危険物行政に携わる者といたしましては、この震災を貴重な教訓として、今後より一層危険物施設の安全対策を推進してまいる決意であります。

さて、今日、ガソリンをはじめとする危険物は、産業経済の発展に伴い、種類・量共に著しく増加するとともに、幅広く流通し、国民生活になくはならないものとなっており、危険物の安全の確保は益々重大となっております。

危険物施設における保安対策は、近年着実にその充実を図ってきておりますが、危険物にかかる火災、漏えい等の事故の相当数は、危険物取扱い上の誤り等人的要因によるものであり、危険物施設の保安の確保のためには、消防機関のみならず危険物施設の管理者、危険物取扱者の皆様をはじめ、その管理に携っておられる関係者の皆様の安全に対する日頃の努力が不可欠であります。

消防庁といたしましては、平成2年度から、毎年6月第2週を危険物安全週間として各種事業を実施いたしまして、危険物の管理運営に携わる皆様に安全についての思いを新たにさせていただくとともに、国民の皆様にくらしの中の危険物に関する認識を深めていただくよう努力しているところであります。

貴協会におかれましては、日頃から危険物の安全管理について、機関紙の発行を始めとする諸活動を通じまして、その技術の向上・普及と安全教育の徹底等に尽力されており、この機会に、関係者の皆様の御努力に対し、心から感謝を申し上げるとともに、今後とも事業内容の拡充・強化を図られ、危険物施設の保安向上に一層努められますようお願い申し上げます。

貴協会がますます御発展されますことを心から祈念いたしまして、危険物新聞500号記念特集の発刊に寄せてのお祝いの言葉といたします。

500号記念特集発刊に寄せて



大阪府知事 横山 ノック(山田 勇)

「危険物新聞」500号記念号発刊、誠におめでとうございます。貴紙が財団法人大阪府危険物安全協会の機関紙として約半世紀の永きに渡り、危険物の保安に関する普及啓発活動と災害の未然防止に果してこられた役割は、誠に大きなものがあり、過去幾多の試練を経ながらも、500号記念号発刊を達成されました関係者の御努力に対し、心から敬意を表する次第でございます。

さて、私は、この4月に知事に就任して以来、常に「弱者の視点に立ち、すべての府民を大切に作る大阪づくり」に取り組んでおります。とりわけ、未曾有の被害をもたらした先の阪神・淡路大震災を教訓に、誰もが安心して暮らせる「安全なまちづくり・防災都市大阪づくり」をすすめ、災害から府民の生命と安全を守るため、防災対策の基本となります「大阪府地域防災計画」を抜本的に見直し、平成8年度末を目途に新たな計画の策定に着手しているところでございます。

幸いにも、今回の震災においては危険物にかかる火災・漏えい等の重大事故はございませんでしたが、ひとたびその取扱いを誤れば多くの生命、財産を失う大惨事を引き起こす危険性を内包しているだけに、より高度な危険物施設の保安管理と災害意識の高揚が求められているところであります。

大阪府では、かねてから危険物の安全確保、災害防止に努めているところですが、特に平成3年度からは、毎年6月を「大阪府危険物安全月間」と定め、貴協会との共催により、危険物の保安に関わる意識の高揚を図り、府民の安全と福祉の増進を目指して「大阪府危険物安全大会」を開催しているところでございます。今後とも、危険物の保安に関する普及啓発活動を積極的に展開し、災害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

事業者の皆様方には、近年産業構造の高度化の進展等に伴い、危険物も多様化しつつある中、より一層の保安確保、安全管理に努めていただきますようお願い申し上げます。

最後に貴紙が500号発刊の契機に、危険物事業所の保安管理、災害防止等の良きアドバイザーとして、また事業者の方々の情報交換の場として、より一層、充実発展されることを期待いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



500号発刊を祝う

大阪府下消防長会会長 岡本 吉晃

この度、財団法人大阪府危険物安全協会の機関紙「危険物新聞」が発刊500号を迎えられたことを心からお喜び申し上げますとともに、昭和29年1月の創刊以来、休むことなく実に41年8か月の長きにわたり編集、発行に携わってこられた皆様方のご努力に対し、深く敬意を表する次第であります。

また、貴協会は、昭和18年にその前身である大阪府危険物品協会を設立されて以来、今日に至るまで危険物災害の絶滅を図ることを目標に、危険物取扱者の保安技術やその知識の向上等、安全管理に関わる普及、啓発事業を活発に展開されてまいりましたが、「危険物新聞」の発刊は自主保安体制の確立の大きな推進力となり、我が国の危険物防災自主管理組織として先駆的な役割を果たされ、大きな成果を上げてこられました。

さて、今日の危険物を取り巻く諸情勢は、本紙創刊当時と比較して、画一大量生産型の時代から付加価値を求める多品種少量生産型の時代へと移り、さらに、生産設備の自動化、省力化の進展及び先端技術の導入等めまぐるしい変化のなかで、危険物災害も又その形態を更に複雑多様化する傾向にあります。幸い、大阪府内におきましては、最近、特筆すべき危険物災害は発生しておりませんが、全国的には死傷者を伴った危険物災害が後を絶たないことを考えますと、災害防止のためのハード、ソフト両面にわたる、より適切で確実な対策が強く要求されるところであります。特に、自己責任を原則とした自主保安体制の確立整備が必要であり、大阪府下消防長会といたしましても最重要課題として取り組んでいるところであります。

また、本年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災では、大きな被害を受け防災面において多くの課題を残すこととなり、地震対策の再検討が迫られているところであります。

ところで、昨年9月には日本初の24時間空港として関西国際空港が開港し、また本年11月には太平洋を取り巻く18の国と地域が参加するアジア太平洋経済閣僚会議(APEC)大阪会議が開催されるなど、本格的な国際化時代を迎えようとしています。

このような流れの中で、快適で安全な街づくりは、何にも増して重要なことでもあります。会員の皆様方におかれましても、地域社会の安全確保の重要性を十分ご認識いただき、自主保安体制の充実と火災予防に更なるご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、「危険物新聞」のより一層の充実を期待いたしますとともに、貴協会並びに会員皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしましてお祝いのご挨拶いたします。



危険物保安管理の向上に向けて 更なる発展を

(財)全国危険物安全協会理事長 福島 深

この号で、貴紙が、創刊500回の節目を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

そして、この40年余、一度も休刊されなかったことも驚異であり、編集子をはじめ関係の方のご努力に深く敬意を表します。

創刊当時の世相は、産業経済がようやく発展の兆しを見せはじめ、石油統制令の撤廃がこれに拍車をかけて、次第に石油類への依存が強まり、様々な形で一般家庭にまで危険物が浸透することになりました。

これに伴い、危険物に対する知識・経験の不足もあずかって火災等の災害が全国に相次いで発生し、利便性と経済性の陰にかくされがちであった危険物性がクローズアップされ、対応を迫られることとなったのであります。

こうした事態を憂慮した有志が、危険物災害の防止を主眼に会員相互の情報交換の場として「危険物新聞」を発刊され、以来災害情報の先取りや会員への早い周知を心がけられ、この度意義ある節目を迎えられたわけであります。このことは、会員事業所はもとより、地域住民等の安全思想普及啓発について極めて高い貢献をされたものと思います。

現代の危険物を取り巻く環境は、当時と比べようもないほど多種多様化の様相を呈しておりますが、同時に危険物の貯蔵又は取扱いについても技術革新の進展とともに保安管理技術は年々進歩を遂げております。しかしながら、残念なことに全国で年間数件の痛ましい事故が発生し、その多くが人的要因であります。このようなことを勘案しますと、さらに気を引き締め、保安管理の充実・強化の必要性を痛感する次第であります。

引き続き危険物安全管理思想の普及と徹底を図るためには、地道な広報活動に委ねるところが大きいと信ずるものであります。

「継続は力なり」と申しますが、危険物の保安に関してこれまでに蓄積されてこられたノウハウをばねとして「危険物新聞」が一層充実・発展され、危険物災害の未然防止に大きく寄与されますことをご期待申し上げますとともに、(財)大阪府危険物安全協会と傘下関係団体のますますのご発展と関係各位のご活躍を祈念申し上げまして、お祝いのごあいさつといたします。

特集

阪神・淡路大震災による危険物施設の被害状況

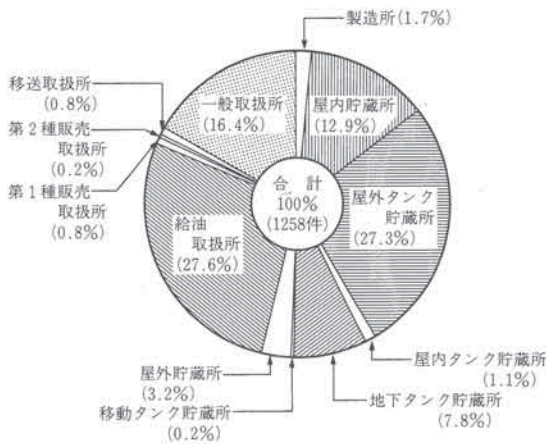
消防庁危険物規制課

1 危険物施設の被害状況

平成 7 年 (1995 年) 1 月 17 日午前 5 時 46 分頃、淡路島の地下 14km を震源とし、マグニチュード 7.2 (推定) の阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震) が発生した。

この地震により、5 千 5 百人を超える死者や 4 万 千 5 百人を超える負傷者が出た他、10 万棟以上の住宅が全壊する等の被害が発生し、電気、ガス、道路等のライフラインが甚大な被害を受け、復旧に長期を要するものとなった。

であった。また、漏えい事故を施設区別にみると、屋内貯蔵所が最も多く 90 施設であり、続いて屋外タンク貯蔵所が 16 施設、一般取扱所が 15 施設となっている。



地震により傾むいたタンク群

漏えい事故の発生箇所は、容器からの漏えいが最も多く漏えい事故の約 65% を占め、続いて配管からの漏えいが 24% となっている。容器からの漏えいは、特に屋内貯蔵所で積み上げられていたものが、転倒落下し容器が破損したため発生しており、配管からの漏えいは、地震により配管または配管の接合部が破損する等して発生している。また、屋外タンク貯蔵所の漏えい事故 16 施設のうち、7 施設はスロッシングにより屋外タンクの天板部分からの漏えいであ

危険物施設区別被害状況

地震による危険物施設の被害は、消防庁が実施した被害状況調査によると、京都府、大阪府、兵庫県及び香川県で発生しており、被害施設数は、1,258 施設であった。被害の内訳は、火災が 5 施設、漏えい事故が 150 施設、破損等が 1,103 施設であった。また、この被害が発生した施設の過半の 658 施設は神戸市内の施設 (火災が 5 施設、漏えい事故が 64 施設、破損等が 589 施設) であった。なお、火災になった 5 施設は、いずれも付近で発生した火災により類焼したものであり、施設区別にみると、屋内タンク貯蔵所が 1 施設、販売取扱所が 2 施設及び一般取扱所が 2 施設



スタンド式計量機が横倒した給油所

表1 阪神・淡路大震災による危険物施設の被害状況調査結果
(被害が発生した府県：京都府、大阪府、兵庫県、香川県)

製造所等の区分	京 都 府			大 阪 府			兵 庫 県			香 川 県			合 計			
	施設数	火 漏	他 計	施設数	火 漏	他 計	施設数	火 漏	他 計	施設数	火 漏	他 計	施設数	火 漏	他 計	
製 造 所	61		1	550	1	1	212 (39)		2	17 (10)	19 (10)	41		3	18	21
屋 内 貯 蔵 所	1272	1	1	4579	24	24	2046 (631)		65 (30)	72 (29)	137 (59)	592		90	72	162
屋 外 タ ン ク 貯 蔵	471		1	3255	1	11	2525 (687)		15 (12)	316 (249)	331 (261)	746		16	327	343
屋 内 タ ン ク 貯 蔵	181		1	1437	1	1	524 (285)	1	11 (1)	13 (7)	9	106		2	11	14
地 下 タ ン ク 貯 蔵	2172		4	4860	4	11	2571 (848)		10 (6)	73 (29)	83 (35)	1027		14	84	98
簡 易 タ ン ク 貯 蔵	4			28			13 (3)					58				
移 動 タ ン ク 貯 蔵	589			3319			1404 (646)		3 (3)	3 (3)	3	560			3	3
屋 外 貯 蔵 所	123			944			765 (219)		40 (31)	40 (31)	143				40	40
給 油 取 扱 所	1315		1	3470		20	1776 (586)		5 (3)	321 (136)	326 (139)	1074		5	342	347
第 1 種 販 売 取 扱	55			234			81 (47)	1	1 (1)	8 (6)	10 (8)	19		1	8	10
第 2 種 販 売 取 扱	5			93			35 (26)	1	1 (1)	1 (1)	3 (3)	2		1	1	3
移 送 取 扱 所	0		1	42	1	1	25 (12)		2 (2)	7 (7)	9 (9)	20		3	7	10
一 般 取 扱 所	939		4	3322	4	4	2123 (585)	2	10 (8)	186 (81)	198 (91)	598	1	2	15	207
合 計 (施 設)	7187	1	2	26133	36	46	14100 (4614)	5	112 (5)	1055 (589)	1172 (658)	4986	1	5	150	1258
無 許 可 貯 蔵									1 (1)		1 (1)				1	1
総 計								5 (5)	113 (65)	1055 (589)	1173 (659)		5	151	1103	1259

【備 考】

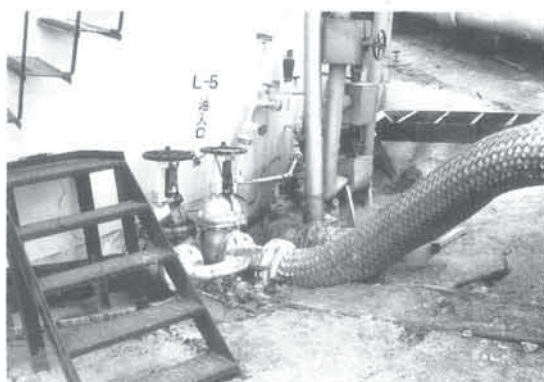
- 火：火災、漏えい、他：破損等である。
- 施設数とは、平成7年1月17日現在において完成検査済証を交付している危険物施設（廃止届を受理したものを除く。）の数である。
- ()は、神戸市の施設数で内数である。
- 無許可貯蔵の事故は、危険物を収納したドラム缶の神戸港から海上への流出事故である。

った。なお、漏えい事故の漏えい物は、全て第 4 類の危険物であった。

表 1 は、被害が発生した各府県から報告された被害状況調査結果を取りまとめたものである。

2 屋外タンク貯蔵所の被害状況

消防庁では、屋外タンク貯蔵所の被害の実態を把握し、今後のタンクの耐震性・安全性に係る検討資料を得ることを目的に、消防研究所、危険物保安技術協会の協力を得て、神戸市内の 6 事業所の屋外タンク貯蔵所について、現地調査を実施した。調査タンクは神戸市内に設置されている屋



フレキシブル配管がタンクの沈下を吸収

表 2 項目別調査結果

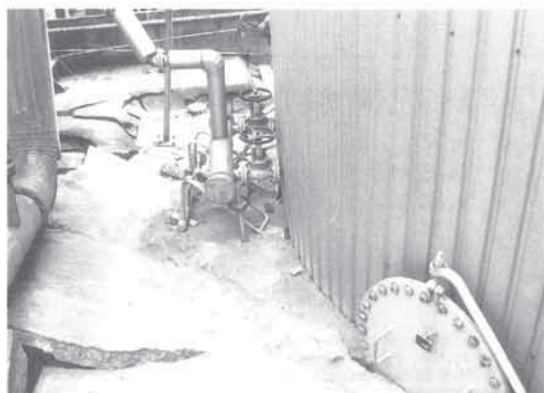
—		新法 タンク	旧法 タンク	特定以外 のタンク	合計	
調査対象タンク数		11	69	156	236	
何らかの被害の認められたタンク数		7	60	155	222	
被害の内訳		被害数				
本 体	漏洩の有無	0	0	1	1	
	亀裂の有無	0	0	1	1	
	側板の変形	0	2	10	12	
	アニュラ部の変形	0	3	4	7	
	屋根の変形	0	3	0	3	
	屋根の破損	0	1	0	1	
	アンカーボルト引抜け等	0	10	33	43	
	傾斜	0	20	83	103	
基 礎 ・ 地 盤	沈下、傾斜	0	31	92	123	
	大走り法面異常	3	31	35	69	
	補強措置の異常	3	19	26	48	
	噴砂	4	50	136	190	
	地割れ	7	55	123	185	
設 備	雨水浸入防止措置	亀裂	1	27	38	66
		剥離	2	16	31	49
	アース伸び、破断	2	8	20	30	
	配管接続部漏洩	0	1	6	7	
	消火設備の損傷	0	3	3	6	
	その他の設備	0	5	48	53	

外タンク貯蔵所のタンク 687 基中の 236 基であり、その内訳は新法タンク 11 基、旧法タンク 69 基、容量 1,000ℓ 未満の屋外貯蔵タンク（以下「特定以外のタンク」という。）156 基である。調査は、タンク諸元、地震時におけるタンク内液面高さ等の基礎データを収集するとともに、タンク本体、基礎・地盤及び附属設備について、主に目視によりタンクの変形、基礎・地盤の傾斜等について行ったものである。調査の結果は表 2 のとおりであった。

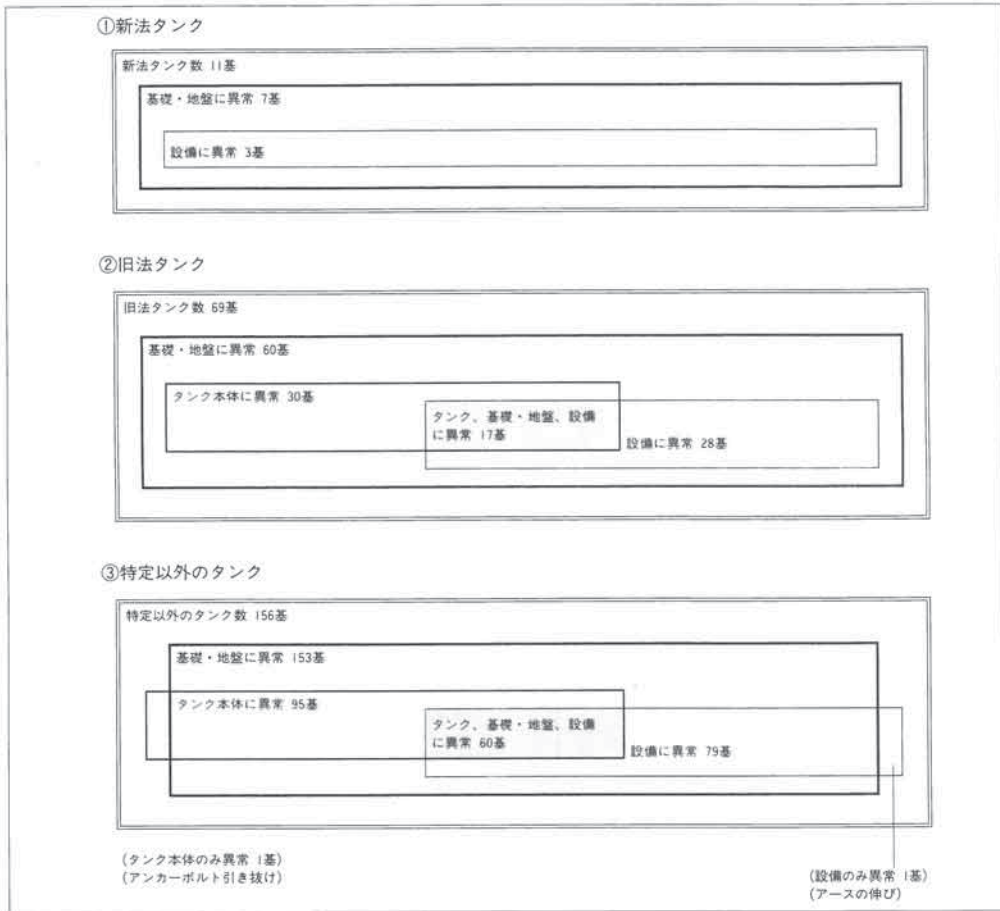
この調査結果から、タンク本体の被害は、旧法タンク及び特定以外のタンクに発生してより、特定以外のタンクの方が被害の発生割合も被害程度も大きい傾向にあった。タンク本体の傾斜は、調査対象タンク数の約 44% で、特定以外のタンクで多く発生していた。

基礎・地盤について、基礎が沈下又は、傾斜しているものは、調査対象タンク数の約 52% で、タンク本体が傾斜したものは、これに含まれていた。

防油堤は、調査した事業所全て何らかの亀裂や割れが発生していた。また、配管について、配管接続部で漏えいが



液状化現象により噴出した土砂で、タンクが沈下



タンク本体 基礎・地盤等部位別被害状況図

発生しているが、タンク本体との接続配管は、可とう管継手が取り付けられており、タンクの沈下や傾斜に伴い変形し、タンクの挙動に対し、配管との相対変位を吸収する効果を発揮していることが確認された。

これら被害の実態から、今回の地震がタンクに及ぼした影響について検討するとともに、耐震基準の考え方や特定以外のタンクの耐震構造の基準等について今後検討していく必要があるとされた。(財全国危険物安全協会提供)

空調設備機器製造・販売

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN
TEL 06(358)9467(代表)

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

危険物規制緩和の動向

数年前から、内外の“規制緩和”の声に押され、政府各省市でも、行政の簡素化、経済の活性化のため、次々と緩和が進められている。

そもそも規制には、経済的な規制と社会的な規制があり国際的な問題としてとりあげられているのは主として前者の方である。

社会的規制は、市民の安全な生活を確保するためにとられる措置で、危険物の規制もこれに該当する。しかし、防災技術や安全技術の開発に伴い、また、国際整合性を確保する意図から、危険物規制の制度、技術基準、手続きの緩和措置が講じられ、また現在多くの問題点について検討されている。

政府では、さらに規制緩和の促進を図るべく平成 7 年 3 月 31 日付で、今後 5 年以内の目標を掲げ、「規制緩和推進計画」を閣議決定した。

危険物規制に係る主な検討課題は、

- ① ガソリンスタンドのセルフサービス化について
- ② 給油取扱所のタンクローリーからの荷卸し時の、立合義務について
- ③ 給油取扱所の附属事務所等に使用する建築材料について
- ④ 危険物製造所等の設置又は変更の許可等に係る手続きについて
- ⑤ 土木建設現場における重機等に対する燃料用軽油の給油について
- ⑥ タンクローリーの設置許可に係る消防法令の運用について
- ⑦ 危険物施設の保有空地内の緑化について

- ⑧ 屋外タンクの不当沈下の測定期間の延長について
 - ⑨ 屋外タンクの溶接工事に係る手続きについて
- 以上のとおりである。

ガソリン蒸気の回収を 大阪府生活環境保全条例制定

大阪府では、大阪府公害防止条例(昭和46年制定)を全面的に見直し、昨年春、大阪府生活環境の保全等に関する条例を制定し、気体状の有機化合物(炭火水素類という)の大気中への排出を規制することになった。

とくに、給油取扱所では、ガソリンの貯蔵量が30kl以上に適用され①通気管からタンクローリーへのペーパーディカバリー装置を設けて蒸気を回収するか、②ガソリン蒸気の凝縮装置又は吸着装置を設け、蒸気を大気中に放出しないようにしなければならない。

猶予期限は平成11年3月で、この間に、関係給油所やタンクローリーに一部改造が必要となる。

河内長野市協会創立30周年式典開催

河内長野市防火協会は、昭和40年消防本部開設に伴い設立され、7月7日、創立30周年記念式典が催された。

式典は、天野山カントリークラブ大会議室で、東市長をはじめ、市議会議長、大阪府知事代理その他来賓、会員約150名が出席して行われ、功労者に市長から感謝状が、また、消防長並に防火協会会長より感謝状が贈られた。

引き続き、クラブハウスでなごやかな雰囲気の中に懇親会が開催され、創立30周年を祝福した。

祝。発刊500号

大阪市危険物安全協会
豊能町防火協会
箕面市防火協会
池田市消防協会
豊中防火安全協会
島本町火災予防協会
高槻市火災予防協会
茨木市災害予防協会
吹田市危険物安全協会
摂津市防火安全協会

枚方市・寝屋川市
防火協会連絡協議会
交野市火災予防協会
四条畷市防火協会
守口・門真防火協会
大東市火災予防協会
東大阪市防火協会連絡協議会
八尾火災予防協会
柏・羽・藤火災予防協会
松原市火災予防協会
富田林市防火協会

河内長野市防火協会
美原町防火協会
大阪狭山市防火協会
堺市・高石市防災協会連合会
泉大津市火災予防協会
忠岡町防火協会
岸和田市火災予防協会
貝塚市火災予防協会
泉佐野市火災予防協会
泉南市火災予防協会

我が社の保安対策

“社員はゼネラリストであれ”

〈大阪市〉 櫻島埠頭株式会社

未曾有の被害を残した阪神・淡路大震災の発生から、早や、半年が過ぎ、被災地では本格的な復興作業が進められておりますが、一方で、今なお多くの方々が窮屈な避難所生活を続けられているとのこと、一日も早い地域の再建を祈らずにはられません。

当社も、この度の地震では、本社埠頭の荷役設備に少なからず被害をうけましたが、幸い危険物施設においては大きな被害はありませんでした。当社が活断層から少し離れた場所に位置していたという幸運があったものの、日頃より、消防ご当局のご指導をいただきながら設備の保全に努めてきた成果と胸を撫でおろしている次第です。

当社は、大阪港の関門に極めて近く、安治川河口右岸の桜島地区先端部にあって、天保山ハーバレッジの対岸に位置しています。事業の内容は、荷役機械設備、倉庫、タンク等、埠頭を形成する諸設備と、これらを使用するの役務を荷主に提供する、いわゆる、埠頭業を主体とする会社です。

昭和23年の会社創立以来、石炭、原塩、鉍磁石等の主要輸入原材料の積み卸し、保管並びに運送を行う一方、昭和30年には、従来ドラム詰貨物として輸入されていた石油化学品のバルク輸入化を計画し、現本社埠頭構内に石油化学用品タンク1基を建設しました。(10基増設後、昭和53年に全面更新—現国内化学用品基地)これが当社における危険物の本格的な取扱いの第一歩ですが、当時の輸入品は、現在のようにタンカーによって運ばれてくるのではなく、貨物船のベースカーゴとしてディープタンク(船底に鉄板で囲われた桁状タンク)に積載されてくるケースが多かった為、荷役方法も船艙にホースを吊り下げ、本船甲板上にポンプを据え付け、陸側はタンクまでの行程をホースとパイプで連結してゆくといった極めて非能率的且つ危険をとまなう作業でした。

その後、昭和33年より現石油埠頭の埋め立て造成に着手し、昭和37年から40年にかけて38基のタンクを建設して、大型船受入棧橋(最大受入船型88千DWT)を備えた船舶用バンガーオイルの取扱いを中心とする石油埠頭基地を完成させました。また昭和56年には、石油埠頭の大型船棧橋から本社埠頭までの間に長さ300mの海底配管を敷設することにより、本社埠頭構内にタンク8基の輸入化学用品基地

を建設しました。

以降は、様々なニーズに応えながら、タンクの改造、更新を続けて今日に至っていますが、現在では、大阪北港地区における最大級の貯蔵量(約16万kl)を有する事業所になっております。

この様に、当社は40年にわたって危険物の取扱いを経験してきたわけですが、危険物を専門的に取扱う事業所とは異なる苦労もしてまいりました。前述のとおり当社では石炭から冷凍品まで広範囲の貨物を取扱う一方で、大量の危険物を取扱っています。当然危険物施設とその他の施設は区画されていますが、従業員、来訪者等は相互の施設を行き来します。従って危険物従事者以外の者に対する「危険物に関する認識の徹底」が保安上最も重要であり、永年注意を払ってきたところで。



同事業所の全景

これらの問題解決の方法の1つとして、当社では20年前から男子従業員全員に危険物取扱者(最底でも乙種第4類)の資格取得を義務づけるとともに、新入社員には入社時には必ず全ての危険物施設の実務を研修させています。また、最近では、当社構内における危険物施設の概要等が一目で判るパンフレットを作成し、出入りの業者等に手渡せるようにしました。

さて、当社の保安管理についての考え方ですが、先ず、当社では“社員はゼネラリストであれ”を社是としています。この言葉にはスペシャリストよりゼネラリストの方が幅広い見方、考え方が出来るという意味が含まれておりますが、当社の様に種々、異質の施設が混在する事業所においては、事業所全体の作業の状況が把握出来ていなければ自らの持場(危険物施設)の保安管理は到底出来ません。その様な意味でも幅広い知識、経験に基づく正確な判断力をもったゼネラリストが求められるわけです。

また当社では、社員教育の一環として社員手帳を定期的に作成しています。300頁余にわたるハンディーサイズ

もので、内容は当社の全ての設備、取扱貨物、業務内容等々について詳細に編集されたものです。例えば、クレーンの構造、ポンプの仕様、岸壁の支持杭、タンクの板厚まで頁をめくれば即座に判るようなものです。当然この手帳には防災設備の解説と防災対策の内容も掲載されておりますが、これらに加えて平成 4 月には「危険物安全作業マニュアル」を作成しました。改めてこの様なものを作成したのは、昨年他所で発生したタンク火災事故を教訓にすることともに、近年当社においては、社員層の若返りによるベテランの減少が懸念材料としてある為、初心に戻って危険物の保安管理について、もう一度、見直してみようという目的からです。ここでは大きな項目だけを紹介させていただきますが、内容は極く基本的なものにしほって、

1. ローリー出荷作業の安全対策
2. 海上入出荷作業の安全対策
3. 工事中の安全対策
4. 取扱貨物の性状と注意事項
5. 危険物の基礎知識と緊急時の対応
(漏油、火災、通報)

という構成になっています。これを赤表紙の小冊子にして、先の社員手帳に差し込む形式にしましたので、誰でもすぐにポケットから出して、反復学習が出来るようになっています。

最後に、保安管理には物の面と人の面の 2 つの要素があります。物の面、即ち設備面の充実については、経済性の問題はありますが、コストをかければ改善が可能です。しかし乍ら、人の面、即ち注意力、判断力といった人の資質に係わる問題は永遠の課題です。いくら安全マニュアルを整備して教育、訓練を繰り返して行っても、たった 1 つのヒューマンエラーによって全ての努力が水泡に帰します。当社では、マニュアルを重要視しながらも、個人の能力を一段高いレベルで認めた上で、社員が「プロ意識」をもって就業出来るような職場環境づくりを心掛けています。

第 2 回 危険物取扱者試験 10月10日 近畿大学で

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成 7 年度第 2 回危険物取扱者試験を 10 月 10 日(祝)に、東大阪市内の近畿大学で実施する予定である。

◇第 2 回危険物取扱者試験予定

試験日	10月10日(祝) ・乙種 4 類 (午前・午後) ・甲種、4 類以外の乙種、丙種 (午後)
試験会場	近畿大学 (東大阪市)
願書受付日	9 月 13 日(水)、14 日(木)
願書受付場所	大阪府職員会館

予備講習は甲種、乙種 4 類、丙種について

予備講習会は、甲種、乙種 4 類、丙種について、大阪、堺、泉佐野、高槻、枚方など 11 会場で別掲 (8 頁参照) のとおり実施する。

なお、次回の試験 (第 3 回、12 月上旬) に際しては、甲種の予備講習は行なわないので念のため。

乙種 4 類 直前対策研修会

乙種 4 類予備講習会受講者を対象として、もぎテストと復習を行なう直前対策研修会を下記のとおり実施する。なお、申込は乙種 4 類各講習会場で受け付ける。

	日 時	会 場
A コー ス	10月3日(火) 17:30~20:30	大阪府商工会館
B コー ス	10月6日(金) 17:30~20:30	大阪府商工会館
土曜コース	10月7日(土) 13:00~16:00	大阪府商工会館

コース 1 つ受講: 2,000 円、2 つ受講: 3,500 円、3 つ受講: 5,000 円

普通消防ポンプ車

MX-1

乗降性、操作性を高めた新世代 PUMPER

- MX-1 専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウィンド
- オートマチックトランスミッション
- フルパワー P.T.O.
- デジタル表示式集中コントロールパネル
- 動力式ホースレイヤー
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納

MORITA
森田ポンプ株式会社

本社 / 〒544 大阪市生野区小路東 5 丁目 5 番 20 号
TEL (06) 756-0110 FAX (06) 754-3461
東京・大阪・仙台・名古屋・福岡・富山・松山



危険物取扱者予備講習のご案内

平成7年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	9月18日(月)、9月19日(火)、9月28日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種 4類	1期	9月20日(水)、9月27日(水)	大阪府商工会館
	2期	9月21日(木)、9月22日(金)	大阪府商工会館
	3期	9月25日(月)、9月26日(火)	大阪府商工会館
	4期	9月18日(月)、9月19日(火)	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	5期	9月26日(火)、9月27日(水)	泉佐野市消防本部 (市役所前バス停ヨリスグ)
	6期	9月20日(水)、9月21日(木)	高槻市消防本部 (JR・阪急高槻駅ヨリ10分)
	7期	9月28日(木)、9月29日(金)	北河内(枚方)府民センター (京阪枚方市駅ヨリ約5分)
	土曜コース	9月9日(土)、9月30日(土)	9時10分～16時
休日コース	9月23日(祝)、9月24日(日)、10月1日(日)	10時～16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ約5分)
丙種	10月3日(火)	9時～16時	大阪府商工会館

2. 受付場所と受付日時

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。
- ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当ててしていますので、満席の節は受付できませんからご了承下さい。
- ③申込手続きは代理でも結構です。

受付場所		日時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会	9月1日(金) 午前10:00～11:30
高槻市消防本部内 (JR・阪急高槻駅より10分)	高槻市火災予防協会	9月4日(月) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅より12分)	茨木市災害予防協会	9月4日(月) 午後1:30～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅より北へ6分)	東大阪市西防火協力会	9月5日(火) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口消防署	9月5日(火) 午後1:30～4:00
泉佐野市消防本部内	泉佐野市火災予防協会	9月6日(水) 午後1:30～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	9月7日(木) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会	9月7日(木) 午後1:30～4:00
枚方寝屋川消防本部内(京阪・枚方市駅南へ5分)	枚方市寝屋川市防火協会	9月8日(金) 午後1:30～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会	9月11日(月) 午前9:30～午後4:00 9月12日(火)

3. 土曜・休日コースの申込方法

土曜コース(定員140名)、休日コース(定員130名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費(会費には、各テキスト代を含みます。)テキスト不要の場合は甲種、乙種2,000円減額。(テキストは平成7年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,000円	18,000円
乙種4類	11,000円	13,000円
乙種(土曜コース)	12,000円	14,000円
乙種(休日コース)	16,000円	18,000円
丙種	5,000円	6,000円

保安講習について

危険物取扱者保安講習は消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等(危険物施設)で危険物の取り扱いに従事する危険物取扱者(保安監督者も当然、従事しているものと見なされる)は、定められた期間内にこの講習を受講しなければならない。

また、上記以外の危険物取扱者でも受講することができ、他府県で交付された免状所持者も、大阪府下の会場で受講することができる。

受講期限は、原則として資格を取得した日、または保安講習を受講した日から3年以内に受講しなければならない。受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

受講手続の要領について

- ① 受講予約の申込書(指定の往復ハガキ:府下各消防本部、予防課で配付)に希望する会場(第1希望から第4希望まで)を記入して、郵送して下さい。ただし、1事業所において、受講者が複数のときは、(受講日が異なる場合でも)封筒で一括して、送付下さい。そのときは、返信用角封筒(切手貼付)同封のこと。
- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。
(通知はおおむね受講日の2～3週間位前になりますのでご了承下さい)
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書(返信ハガキ裏面)に受講手数料(4,700円の大阪府証紙)を貼付して、申請して下さい。(証紙は申請所で発売)
申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。
- ⑤ なお、受講時間は各会場とも3時間です。
(開講時間は、講習会場により若干異なります。)
- ⑥ 講習当日、受講券、免状及びテキストを持参し、所定の講習(3時間)を受講すると、免状に受講済印を押し交付します。

保安講習予定表(9月～12月)

◇その他・一般(18会場)

回数	開催日時(予定)	会 場	
23	9月13日 水 午後	豊中市民会館	豊中市
27	9月22日 金 午後	和泉解放総合センター	和泉市
28	9月25日 月 午後	柏羽藤消防本部	藤井寺市
32	10月6日 金 午前	大阪府商工会館	大阪市
33	10月6日 金 午後	大阪府商工会館	大阪市
34	10月11日 水 午前	茨木市商工会議所	茨木市
37	10月13日 金 午後	大東市消防本部	大東市
43	10月23日 月 午後	守口門真商工会館	門真市
45	10月25日 水 午前	北河内府民センター	枚方市
46	10月25日 水 午後	北河内府民センター	枚方市
47	10月26日 木 午後	八尾市消防本部	八尾市
49	10月30日 月 午前	高槻市消防本部	高槻市
50	10月30日 月 午後	高槻市消防本部	高槻市
51	11月1日 水 午後	吹田メイシアター	吹田市
52	11月2日 木 午後	大阪府商工会館	大阪市
53	11月13日 月 午後	大阪府商工会館	大阪市
54	12月4日 月 午後	大阪府商工会館	大阪市
55	12月6日 水 午後	大阪府商工会館	大阪市

◇大阪北港コンビナート関係(2会場)

回数	開催日時(予定)	会 場	
42	10月20日 金 午後	此花会館	大阪市
48	10月27日 金 午後	此花会館	大阪市

◇給油取扱所関係(2会場)

回数	開催日時(予定)	会 場	
35	10月11日 水 午後	茨木市商工会議所	茨木市
39	10月17日 火 午後	大阪府商工会館	大阪市

◇タンクローリー関係(4会場)

回数	開催日時(予定)	会 場	
22	9月9日 土 午後	大阪府トラック総合会館	大阪市
24	9月14日 木 午後	大阪府トラック総合会館	大阪市
38	10月16日 月 夜	*臨海センタービル	堺市
44	10月24日 火 夜	*臨海センタービル	堺市

(注)1.講習時間は3時間です。

(開講時間は講習会場によって若干異なります。)

2.会場欄中の*印の会場は駐車可。

<8年2月期の予定>

- ・大阪市内 4会場
(うち、化学工場関係 1会場)
- ・堺、茨木、東大阪 各1会場



ハロンに代わる、環境にやさしい消火システムって何だろう?

ハロンの製造が禁止されてから3年。世界はハロンに代わる、新しい消火システムを模索してきました。その中で、米国GLCC社が開発・製造するFM-200は、オゾン層破壊係数0、クリーンな液化ガスとして、すでに全世界で1万件以上に達する納入実績を誇ります。早くからハロン代替の研究・開発に取り組んできたヤマトプロテックは、新消火設備としてFM-200消火システムを発売いたします。

FM-200消火システム。
日本ではヤマトプロテックから新発売!

■FM-200消火システムの特長

- 1 オゾン層にやさしい物質で、地球環境をまもります。
- 2 人の安全を優先した薬剤だから、居室での消火に使用できます。
- 3 放射時間は10秒。初期消火にすぐれ、被害拡大を抑えます。
- 4 ハイテク機器への使用も安心。企業の資産をまもります。

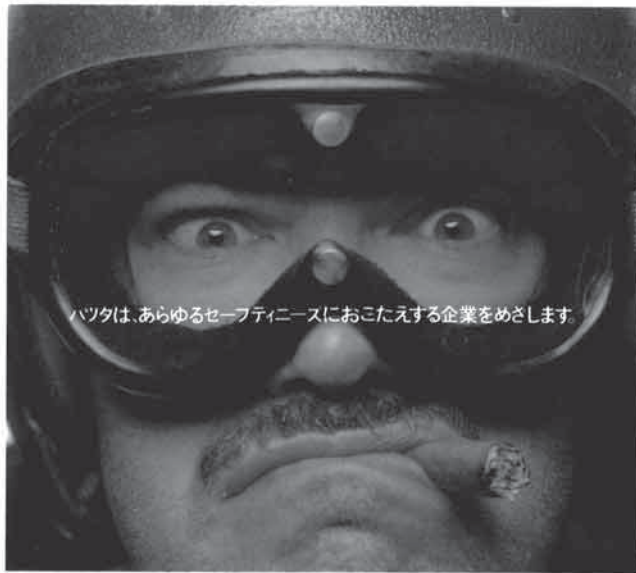
お問い合わせ、資料請求は東京本社統括課(TEL.03-3446-7153)までお願いします。 FM-200消火システムの環境・安全・性能はNFPA、UL等の基準をクリアしています。

ヤマトプロテック株式会社 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151①/本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701②
名古屋 札幌 仙台 新潟 大宮 八王子 城東 千葉 横浜 静岡 北陸 神戸 広島 松山 福岡 長崎 鹿児島 ジャカルタ/大阪工場 東京工場

■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器



原点は「（損害防止）ロスフリーベンション」です。
ハツタは高度な技術で人々の生命・文化・財産を火災から守ると共に、未来に向かって人とのふれあいをより大切にしたい商品やシステムの開発によって安全な社会を目指す、やさしさと思いやりによってたロスフリーベンション（損害防止）カンパニーです。



ハツタは、あらゆるセーフティニースにおこたえする企業をめざします。

頑固な夢がその「H&H」。

株式会社 初田製作所

大阪営業所

〒555 大阪市西淀川区千舟1-5-47 TEL.(06)473-4870

大阪本社 〒573 大阪府枚方市招提田3-5 TEL.(0720)58-1261④
東京本社 〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

営業品目

消火システム・警報システム・特機デバイス・
防災関連デバイス・消火器

HATSUTA